

富山県消費生活相談員人材バンク

登録者を募集しています



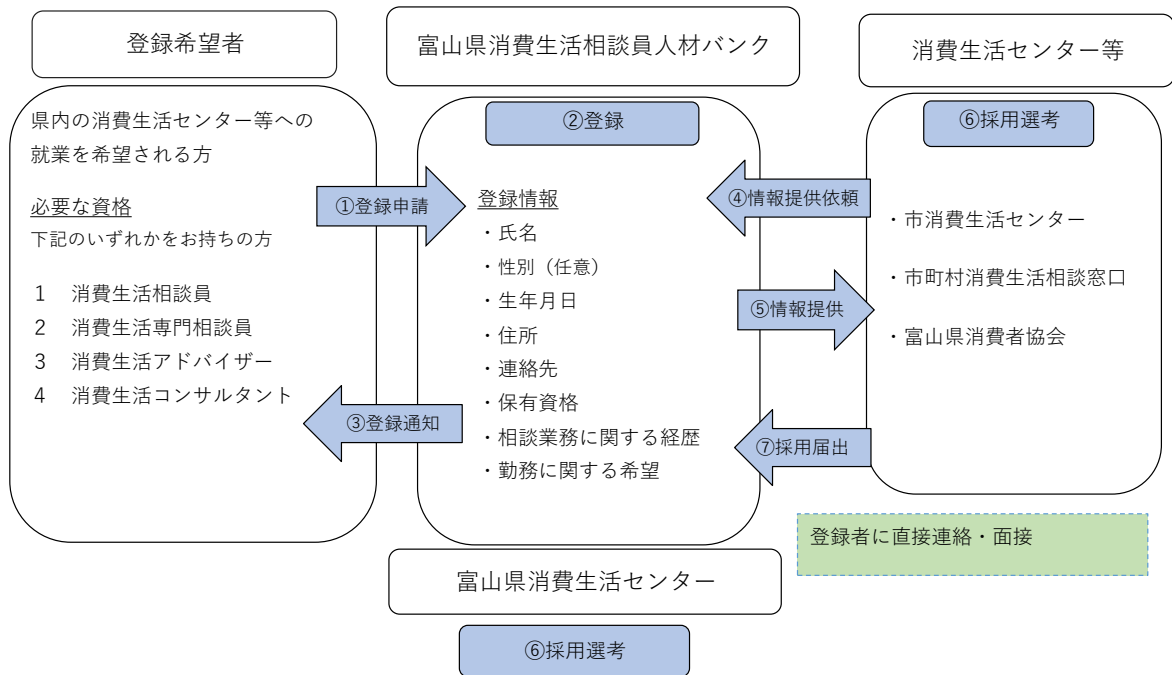
消費生活相談員は、商品やサービスの契約等に関する県民の皆さんの相談に乗り、解決や被害の防止に向けてアドバイスを行う大切な役割を担っています。

富山県では、県内の消費生活センター等で消費生活相談員として勤務を希望する方を人材バンクに登録し、採用を希望する市町村等に情報提供を行います。

■人材バンクのしくみ

県内の市町村や県消費者協会から県に対し、消費生活相談員等を募集する目的で情報提供依頼があった場合に、人材バンクに登録されている情報を提供します。

※人材バンクへの登録は、消費生活相談員等としての採用を保証するものではありません。



■登録できる方

県内の消費生活センター等への就業を希望する方で、次のいずれかの資格を有する方

○消費生活相談員資格（国家資格）

試験機関：独立行政法人国民生活センター、一般財団法人日本産業協会

※これから国家資格を取得される方に受験料等の一部を助成します（裏面をご覧ください）

○消費生活専門相談員資格（独立行政法人国民生活センターが付与）

○消費生活アドバイザー資格（一般財団法人日本産業協会が付与）

○消費生活コンサルタントの資格（一般財団法人日本消費者協会が付与）

■登録方法

○登録を希望される方は、申請書に必要事項を記入し、郵送で下記にお申込みください。

申請書等は県ホームページにも掲載していますのでご利用ください。

○登録いただいた方には、消費生活相談員等の募集に関する情報や、消費生活に関する講座・研修等の情報を提供します。

富山県生活環境文化部 県民生活課 くらし安全班

〒939-8501 富山市新総曲輪 1-7

URL <https://www.pref.toyama.jp/1711/kurashi/jinzaibank/01.html>

■消費生活相談員資格試験受験料等助成事業

これから資格を取得し、人材バンクに登録される方に受験費用の一部を助成します。

○対象者（すべてに該当する方）

- ・消費生活相談員資格試験（国民生活センター）又は消費生活アドバイザー試験（日本産業協会）を受験し、合格した方
- ・富山県消費生活相談員人材バンクに登録していただける方
- ・富山県内にお住まいの方

○助成内容

- ・受験手数料の1 / 2
- ・第2次試験会場までの公共交通機関利用料金の1 / 2（上限1万円）

○申請方法

試験合格後、2月末までに交付申請書と関係書類を提出してください。

申請年度に受験した方が対象です。

詳細はこちらをご覧ください。

URL <https://www.pref.toyama.jp/1711/kurashi/jinzaibank/02.html>

お問合せ先

富山県生活環境文化部 県民生活課 くらし安全班

富山市新総曲輪 1 - 7 TEL 076-444-3129（直通）